

第34号議案

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年6月29日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

選出団体役員改選のため、一宮市学校給食審議会設置要綱第2条及び第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考
はせがわ やそ 長谷川 八十	有識者 一宮市議会経済教育委員会委員長就任のため
はっとり たかのぶ 服部 隆信	教育関係者 一宮市小中学校長会会長就任のため
いらい まさみ 岩井 政美	教育関係者 一宮市小中学校長会給食委員会就任のため
もり ひさの 森 久乃	教育関係者 (浅井中小学校 食育・給食主任)
きむら ひつこ 木村 睦子	教育関係者 (木曾川中学校 栄養教諭)
とまつ ゆみ 戸松 祐美	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会書記就任のため
むらい まさひと 村井 雅人	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会書記就任のため

2. 委嘱期間

令和3年6月29日から令和5年3月31日

一宮市学校給食審議会設置要綱（一部抜粋）

（設置）

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- （1） 有識者
- （2） 教育関係者
- （3） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。
ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

一宮市学校給食審議会委員 名簿

(令和3年6月29日現在)

氏 名	備 考
わたなべ あきら 渡辺 昭	有識者 (修文大学 健康栄養学部教授)
はっとり きょうじ 服部 暁治	有識者 (元 一宮市 教育文化部長)
はせがわ やそ 長谷川 八十	有識者 (一宮市議会 経済教育委員会委員長)
はっとり たかのぶ 服部 隆信	教育関係者 (一宮市小中学校長会 会長)
いらい まさみ 岩井 政美	教育関係者 (一宮市小中学校長会 給食委員会委員長)
もり ひきの 森 久乃	教育関係者 (浅井中小学校 食育・給食主任)
よしだ すみえ 吉田 寿美枝	教育関係者 (尾西第三中学校 食育・給食主任)
かわしま じゅんこ 川島 淳子	教育関係者 (浅野小学校 栄養教諭)
のだ あきこ 野田 亜紀子	教育関係者 (木曾川東小学校 栄養教諭)
きむら むつこ 木村 睦子	教育関係者 (木曾川中学校 栄養教諭)
とまつ ゆみ 戸松 祐美	教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会 書記)
むらい まさひと 村井 雅人	教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会 書記)
よしだ けんじ 吉田 健二	教育委員会が必要と認める者 (一宮地方総合卸売市場(株) 専務取締役)

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和3年6月29日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
16	「にんげんをかえせ」上映実行委員会 なかの 中野 みるお 見夫	「にんげんをかえせ」上映会	広島・長崎の原爆記録映画「にんげんをかえせ」の上映	令和3年8月9日(月・振休)	尾張一宮駅前ビル2階大会議室	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
21	不登校相談・支援 SMILE 代表 あおやま さちこ 青山 祥子	棚園正一さんと不登校経験をもつ子ども達の話聴く会	・不登校の経験をもつ漫画家の棚園正一さんと高校生2名から話を聴く。 ・参加予定人数80名	令和3年9月25日(土)	Zoom	1000円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
16	音楽工房ichinote 代表 まだ はるこ 町田 遥子	一宮でバロック音楽を聴こう！ Ispirazione!	本物の楽器によるバロック音楽演奏を、多くの市民に親しみをもってもらえるような音楽公演を開催する。	令和3年8月22日(日) 14:00～16:00	オリナス一宮	有料 一般 2,000円 小学生～ 高校生 1,000円	(7)